

○目黒区議会情報公開審査会要綱

〔平成13年3月〕
〔目議第641号〕

目黒区議会情報公開に関する要綱(平成13年3月目議第641号)の一部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、目黒区議会情報公開条例(平成13年3月目黒区条例第3号。以下「条例」という。)第27条の規定に基づき、目黒区情報公開審査会の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 条例第19条第1項に規定する議長の諮問に応じて審査するため、議会内に、目黒区議会情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、前項の規定による審査を行うほか、制度の運営に関する重要事項について協議し、議長に建議することができる。
- 3 審査会は、10人以内の委員をもって組織する。
- 4 前項の委員は、議長が議員のうちから委嘱する。
- 5 審査会の委員の任期は、1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審査会は、条例第19条第1項に規定する議長の諮問に応じて審査を行うときは、情報公開制度について学識を有する者の中から、議長があらかじめ指名した3人以内の者の意見を聞かなければならない。

(審査会の調査)

第3条 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、開示請求等に係る条例第2条に規定する議会情報(以下「議会情報」という。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された議会情報の開示を求めることができない。

- 2 議長は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、議会情報を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は議長(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は

資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第4条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第5条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第6条 審査会は、第3条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(会議の非公開)

第7条 審査会の会議は、公開しない。ただし、議会の情報公開制度の運営に関する会議については、公開する。

(答申書の送付等)

第8条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(会長及び副会長)

第9条 審査会に会長及び副会長1人を置き、委員のうちから互選により定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を行う。

(会議)

第10条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議の運営について必要な事項は、審査会が定める。

(守秘義務)

第11条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、区議会事務局庶務係が担当する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、議長が定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。